

平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者	代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦 (コード：3099 東証第 1 部・福証)
問合せ先	業務本部総務部 コーポレートコミュニケーション担当
電話番号	(03)6205-6003

証券取引等監視委員会による当社元社員からの情報受領者に対する 課徴金納付命令の勧告について

平成 30 年 2 月 16 日、証券取引等監視委員会から、当社元社員を経由して情報を得た社外の情報受領者に、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

当社及び当社元社員による法令違反ではないものの、このような事態を招き勧告がなされたこと、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、課徴金納付命令対象者は、当社の元社員から、同人がその職務に関し知った、当社の業務執行を決定する機関が、株式会社ニッコウトラベル（平成 29 年 5 月 2 日上場廃止）の株式の公開買付けを行うことの決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 29 年 2 月 10 日より前の同月 1 日に、自己の計算において、株式会社ニッコウトラベル株式合計 1 万株を買付価額合計 306 万円で買い付けたとされております。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 2 項に規定する「第 167 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等」をした行為に該当すると認められ、この違反行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 135 万円となっております。

2. 当社としての対応について

当社では、情報管理規程及びインサイダー取引防止規程を制定し、情報の適正な取扱いやインサイダー取引の未然防止に向けて制度を整備するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりましたが、それにもかかわらず、今回の事態が発生したことを厳粛に受けとめております。

当社は、今回の事態を受け、当社内に調査委員会を立ち上げ今回の事態に関する事実調査等

を進めるとともに、当社役員及び従業員による情報管理態勢やインサイダー取引未然防止の強化・徹底に一層取り組み、再発防止に努めてまいります。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上